

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 予算額

委託料の上限は 884,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和 8 年	9 月	3 日（木）	公告（公募開始）
	9 月	9 日（水）	質疑受付締切
	9 月 11 日（金）		質疑に対する回答（予定）
	9 月 18 日（金）		参加申込書及び企画提案書等の提出締切
	9 月 28 日（月）		プレゼンテーション審査
	10 月	2 日（金）	プレゼンテーション審査結果通知（予定）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、電子メールにて提出すること。

※メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日、質問者名（略称可）」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。また、必ず電話にてメールを送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※郵便、電話、FAX 又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年9月9日（水）午後5時までに必着

(3) 提出先

大津市役所健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室

TEL : 077-528-2803（直通）

E-mail : otsu1455@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

本市ホームページにおいて掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(1)に掲げる書類にあつては、原本1部及び副本7部を提出すること。

(7) 参加申込に係る提出書類

- a 参加申込書（様式第1号）
- b 誓約書（様式第2号）
- c 会社概要（任意様式）
- d 実績一覧表（様式第3号）
- e 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類
 - (a) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税の納税証明書（完納証明書等）（写し可）
 - (b) 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(1) 企画提案に係る提出書類

- a 企画提案書（任意様式）
- b 業務実施体制（様式第4号）
- c 価格見積書（任意様式）

(2) 提出場所

大津市役所健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室
〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館3階

(3) 提出方法及び期限

- (7) 持参による提出の場合 令和8年9月18日（金）午後5時まで
- (1) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和8年9月18日（金）までに必着のこと。なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

9 企画提案書作成方法

- (1) 本実施要領、仕様書及び評価項目に基づき、応募者としての方針やアピールポイントを明記し、事業内容について具体的に把握できるように示すこと。
- (2) 様式は任意のものとするが、A4版（縦横問わず）、横書き、左綴じ、片面印刷を原則とし、表紙を含め10ページ以内とすること。ただし、表現等の問題でA3を利用した方が分かりやすい場合はA3用紙をA4サイズに折り込んで利用することも可とする。
- (3) 表紙には「令和8年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務提案書」と記載するとともに、正1部のみに会社名等を記入し、副7部については会社名等を記載しないこと。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、令和8年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

日 時 令和8年9月28日(月)

説明時間 15分間

質疑応答 10分間

出席人数は4人を上限とし、主たる担当者及び責任者は必ず出席し、主たる担当者が説明をすること。

※時間・場所等は、別途対象者に通知する。

※プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

(2) 審査基準

(ア) 評価項目、評価の視点及び配点

評価項目		評価の視点	配点
組織 評価	業務実績	・業務受託者として、妥当な経営規模を有しており、同種の業務に関する実績を有しているか。	5
	実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制を構築しているか。 ・担当者の経験や実績等は業務を受託するに当たり妥当なものか。	5
	スケジュール	・実施スケジュールは妥当性があるか。	5
提案 内容 評価	理解度	・本業務の目的・趣旨、障害福祉の職場の特性や学生等の就職に対する意識を十分理解し、企画提案できているか。	20
	実現性	・インターンシップで体験できる内容が具体的に示されているか。 ・学生等が参加しやすい工夫が取られているか。	15
	独創性	・提案内容に独創性や工夫が見られるか。	5
	連携	・障害福祉サービス事業所等との連携体制が構築されているか。	15
	広報	・学生等への効率的な周知方法がとられているか。	10
	効果	・目的達成の効果を見込むことができる内容になっているか。 ・参加者の理解や関心を高める工夫や福祉の魅力が伝わる内容になっているか。	10
	説得力	・資料やプレゼンテーションは分かりやすく、説得力が感じられるか。 ・質問に対し的確に答えることができるか。	5
価格 評価	価格	・見積もり価格に応じて点数化	5
合計			100

(イ) 最低水準

以下のいずれかの場合は、受託候補者に選定しない。

- a 各委員の合計点が6割未満の場合
- b いずれかの評価項目で、委員全員が最低評価を付した場合

1 1 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての者に文書にて、令和8年10月2日（予定）に通知します。

1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について介護・福祉人材確保対策室と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について、今後の参考とすることがある。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書及び企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室

電話：077-528-2803（直通）

E-mail：otsu1455@city.otsu.lg.jp